

調査に
役立つ！



不服申立事例からみた

調査における

誤いやすいポイント！

個人課税

資産課税

法人課税

系統ごとに
まとめているよ！
右の系統名を
クリックしてね！

事業は
随時
更新予定

- 誤っていた原処分の内容 & 誤らないためのポイントを紹介
- 更正決定処分、加算税の賦課決定処分の際には必ず確認

課税第一部 審理課

○ 個人課税

[トップページへ](#)

番号	項目	キーワード	事例	ポイント!	事例HP掲載
1	所得税 (所得区分)	簿外報酬 外注費 給与	報酬の内容を十分に検討しないまま事業所得と判断		R 3. 7
2	所得税 (所得区分)	同業者率 抽出条件			R 3. 7
3	所得税 (所得金額)	同業者率 抽出条件			R 3. 7
4	所得税 (所得金額)	同業者率 抽出条件 減価償却費			R 3. 7
5	所得税 (所得金額)	同業者率 定率法 減価償却費			R 3. 7
6	所得税 (収入金額)	二重計上 集計違算	請求人の集計誤りによる収入金額の過大計上に気付かず更正処分		R 3. 7
7	所得税 (必要経費)	不動産所得 実額課税	事業所得を推計、不動産所得を実額により算定した際、不動産所得の必要経費が認容漏れ		R 3. 7
8	所得税 (租税公課)	業務用固定資産売却 固定資産税	年の途中で売却した不動産に係る固定資産税の額について、売却までの日数按分により計算	年の途中で売却した業務用固定資産に係る固定資産税の額は、賦課決定があった日(1/1)の属する年分の必要経費にその全額を算入する。	R 3. 7
9	所得税 (租税公課)	不動産所得 固定資産税	前受金として収入が前年に計上されていた不動産収入に係る固定資産税を、当年分に対応する収入がないことから否認	前年に当年分の不動産収入が一括計上されていた場合、固定資産税の額は、当年分の不動産収入がなかったとしても賦課決定があった日(1/1)の属する年分の必要経費にその全額を算入する。	R 3. 7
10	所得税 (所得控除)	生命保険料控除	当初申告書に添付された所得控除の証明書を確認しないまま更正処分	更正処分及び修正申告を勧奨する際は、必ず当初申告書に添付された書類を確認し、内容・計算に誤りがないか確認する。	R 3. 7
11	消費税 (課否判定)	課税取引 土地貸付け 駐車場	設備のある貸駐車場という現況のみをもって、土地の貸付けを課税資産の譲渡等と誤認		R 3. 7
12	通則法 (加重分の計算)	過少申告加算税 加重分 期限内申告税額	加重分の計算における「期限内申告税額」の適用解釈誤り	「期限内申告税額」は、当初申告書に記載されている金額ではなく、正しく申告した際の所得に係る源泉徴収税額や外国税額控除等を加算して計算する。	R 3. 7
13	所得税 (減価償却)	減価償却 償却方法 実質所得者課税	実質所得者課税の計算において、実質所得者でない者が採用していた減価償却資産の償却方法をそのまま適用	実質所得者課税を行う場合に、減価償却費の計上有ある場合、実質所得者が定額法又は定率法のどちらを適用しているか、留意する必要がある。	R 4. 7

事例1	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	所得税	所得区分	簿外報酬・外注費・給与
報酬の内容を十分に検討しないまま事業所得と判断				
取消等の要因				<p>【原処分の認定】</p> <p>関連法人</p> <p>請求人</p> <p>報酬 外注費 として経理</p> <p>事業所得 とすべき！</p>
正しい取扱い				<p>請求人は、支払元である法人の実質的な主宰者であったため、請求人の当該報酬に係る所得区分は給与(役員報酬)所得となる。</p>
ポイント！				<p><u>【参考】(裁決NEWS 令2.11.20)</u></p>

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例2	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	所得税	所得金額	同業者率、抽出条件
取消等の要因				
正しい取扱い				
ポイント！				<p><u>【参考】(裁決NEWS 令2.9.4)</u></p>

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

	態様(※)	税目	項目	キーワード
事例3	裁決	所得税	所得金額	同業者率、抽出条件
取消等の要因				
正しい取扱い				
ポイント!	【参考】(裁決NEWS 令2.9.4)			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

	態様(※)	税目	項目	キーワード
事例4	裁決	所得税	所得金額	同業者率、抽出条件、減価償却費
取消等の要因				
正しい取扱い				
ポイント!	【参考】(裁決NEWS 令2.9.4)			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例5	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	所得税	所得金額	同業者率、定率法、減価償却費
取消等の要因				
正しい取扱い				
ポイント!	【参考】(裁決NEWS 令1.11.7)			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例6	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	所得税	収入金額	二重計上、集計違算
取消等の要因	請求人の集計誤りによる収入金額の過大計上に気付かず更正処分			
正しい取扱い	原処分時に、自らの集計結果は集計表のとおりである旨の調査対象者の応答録が録取でき、調査対象者の作成した集計表の金額と申告の収入金額が一致していたことから、収入金額の二重計上に気付かず更正処分をした。			
ポイント!	所得金額の立証責任は原処分庁にあるので、更正処分を行う場合には、申述だけに頼らず、原記録等に基づいて算定した金額を用いる。			
	【参考】(裁決NEWS 令2.9.4)			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例7	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	所得税	必要経費	不動産所得、実額課税
事業所得を推計、不動産所得を実額により算定した際、不動産所得の必要経費が認容漏れ				
取消等の要因	請求人は、事業所得と不動産所得のそれぞれの必要経費と家事費を混在して記帳し、確定申告時に、不動産所得に関する経費のみを抽出して不動産所得の青色決算書に記載し、その他の支出(事業税や消費税など、事業所得と不動産所得のいずれにも共通する支出を含む)を事業所得の青色決算書に記載していた。 原処分庁は、事業所得の必要経費において家事費との区分がなく、記帳の信用性が乏しいとして、事業所得を推計により算定したところ、事業所得の必要経費として記帳されていた事業税の金額のすべて及び消費税の金額の一部は、不動産所得の必要経費として認められるものであつたにもかかわらず、実額で不動産所得の金額を計算する際、必要経費として認容していなかつた。			
正しい取扱い				
ポイント!				
【参考】(裁決NEWS 令2.11.11)				

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例8	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	所得税	租税公課	業務用固定資産売却・固定資産税
年の途中で売却した不動産に係る固定資産税の額について、売却までの日数按分により計算				
取消等の要因	年の途中で、不動産所得の業務の用に供する業務用固定資産を、第三者に売却した。 原処分庁は、業務用固定資産を売却した日以降の期間に係る固定資産税相当額は、不動産所得の業務の用に供していないとして、不動産所得の必要経費を否認した。			
正しい取扱い	固定資産税の額は、1月1日に賦課決定されるため、業務用固定資産が家事用に転用された事実がない限りは、原則、業務用固定資産に係る固定資産税の額は、賦課決定があった日の属する年分の不動産所得の必要経費に、その全額を算入する。			
ポイント!	年の途中で売却した業務用固定資産に係る固定資産税の額は、賦課決定があった日(1月1日)の属する年分の不動産所得の必要経費に、その全額を算入する。 なお、業務用固定資産の買主が、固定資産税の一部を固定資産税精算金として支払った場合には、譲渡所得の収入金額に加算する。			
【参考】(裁決NEWS 令2.11.11)				

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例9	態様(※)	税目	項目	キーワード												
	再調査決定	所得税	租税公課	不動産所得・固定資産税												
前受金として前年分に計上されていた不動産収入に係る固定資産税を、当年分に対応する収入がないことから否認																
取消等の要因	当年分も含めた不動産収入が前受金として前年に1年間分一括計上されていた(前年4月～12月・当年1月～3月)ところ、当年分は使用貸借(無償)に変更され、不動産収入がなかったため、費用収益対応の原則から、当該不動産収入に係る業務用固定資産の固定資産税の額を全額否認した。															
正しい取扱い	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th></th> <th>前年</th> <th colspan="2">当年</th> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>4月～12月</td> <td>1月～3月</td> <td>4月以降収入なし</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>必要経費</td> <td colspan="2" rowspan="2">否認×⇒認容○</td> </tr> </table>					前年	当年		収入	4月～12月	1月～3月	4月以降収入なし	固定資産税	必要経費	否認×⇒認容○	
	前年	当年														
収入	4月～12月	1月～3月	4月以降収入なし													
固定資産税	必要経費	否認×⇒認容○														
ポイント!	固定資産税の額は、賦課期日である1月1日に業務用固定資産として使用している場合、当年分の不動産収入がなかったとしても、家事用に転用した事実がない限り、賦課決定があった日の属する年分の必要経費にその全額を算入する。															

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例10	態様(※)	税目	項目	キーワード
	減額更正	所得税	所得控除	生命保険料控除
当初申告書に添付された所得控除の証明書を確認しないまま更正処分				
取消等の要因	納税者が確定申告書に記載していた所得控除について、添付書類を確認することなく、申告額と同額で更正処分をしたところ、不服申立て後に、確定申告書に添付された生命保険料控除証明書を再確認した結果、生命保険料控除の金額に計算誤りがあった。			
正しい取扱い	更正処分の際には、確定申告書に添付された証明書等から、控除金額等が適正であることを確實に確認する。			
ポイント!	更正処分及び修正申告を勧奨する際は、必ず当初申告書に添付された書類を確認し、内容・計算に誤りがないか確認する。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例11	態様(※)	税目	項目	キーワード								
	裁決	消費税	課否判定	課税取引、土地貸付け、駐車場								
設備のある貸駐車場という現況のみをもって、土地の貸付けを課税資産の譲渡等と誤認												
取消等の要因	請求人は自身が所有する設備が整えられた貸駐車場の貸付けについて、消費税法上の非課税としていたところ、原処分庁は、請求人と借主との間の賃貸借契約書等が把握できること及び土地の現況が設備を有する貸駐車場であることをもって、課税資産の譲渡等に該当すると判断した。			<table border="1"> <tr> <td>貸主 (土地所有者)</td><td>請求人</td></tr> <tr> <td>借主</td><td>第三者</td></tr> <tr> <td>土地の用途 (現況)</td><td>設備の整った貸駐車場</td></tr> <tr> <td>土地の使用に 係る契約書等</td><td>未把握</td></tr> </table>	貸主 (土地所有者)	請求人	借主	第三者	土地の用途 (現況)	設備の整った貸駐車場	土地の使用に 係る契約書等	未把握
貸主 (土地所有者)	請求人											
借主	第三者											
土地の用途 (現況)	設備の整った貸駐車場											
土地の使用に 係る契約書等	未把握											
しかしながら、原処分庁は、当該駐車場の設備を請求人が自ら設置したことを立証することができず、当該土地の貸付けは更地の貸付けであると評価された。												
正しい取扱い												
ポイント!	<p>【参考】(裁決NEWS 令2.8.3)</p>											

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例12	態様(※) 減額更正	税目 通則法	項目 加重分の計算	キーワード 過少申告加算税、加重分、期限内申告税額
加重分の計算における「期限内申告税額」の適用解釈誤り				
取消等の要因	配当所得の申告漏れに係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分について、通則法65②の過少申告加算税の加重分の計算を行うに当たり、「期限内申告税額」に当該配当所得の源泉徴収税額を含めずに計算した。	令和●年●月●日の確定申告分 外 国 税 額 控 除 所 得 税 等 の 源 泉 徴 収 税 額 所 得 税 等 の 予 定 納 税 額 災 害 減 免 額	円 一 円 二 円 三 円 四 円 五 円 六 円 七 円 八 円 九 円 一〇 円 一一 円 一二 円 一三	当初申告でなく、修正又は更正後の正しい源泉徴収税額を記載する！
正しい取扱い	通則法65③ニの「期限内申告税額」は、期限内に納税者が申告した税額に、正しく所得税法を適用した場合の源泉徴収された又はされるべき税額に相当する金額を加算するため、当該配当所得に係る源泉徴収税額を加算して、加重分を計算する。			
ポイント！	過少申告加算税の加重分の計算に当たり、同法65③ニに規定する「期限内申告税額」には、当初申告書に記載されている金額ではなく、正しく申告した際(更正後・修正申告後)の所得に係る①源泉徴収税額、②外国税額控除、③予定納税額、④災害減免額を加算して計算する。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例13	態様(※)	税目	項目	キーワード
	減額更正	所得税法	減価償却	減価償却、償却方法、実質所得者課税
実質所得者課税の計算において、実質所得者でない者が採用していた減価償却資産の償却方法をそのまま適用した事例				
取消等の要因	不動産所得の帰属を変更する更正処分を行った際、実質所得者でない者が採用していた減価償却資産の償却方法(定率法)をそのまま実質所得者に係る減価償却費の額の計算に際し適用していた。	減価償却資産の名称等	償却方法	本年分の必要経費算入額 定率
原処分では、定率法による計算額をそのまま実質所得者の必要経費額として認定				
正しい取扱い	実質所得者課税を行うに当たって、減価償却費の額を実質所得者に帰属変更させる場合、実質所得者でない者が採用していた償却方法は、実質所得者に引き継がない。	本来は… 減価償却資産の名称等	償却方法	本年分の必要経費算入額 定額
ポイント!	実質所得者課税を行う場合については、単に所得金額を実質所得者に付け替えるだけではなく、減価償却費の計上がある場合、実質所得者が定額法又は定率法のどちらを適用しているか、留意する必要がある。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

○ 資産課税(譲渡所得含む)

トップページへ

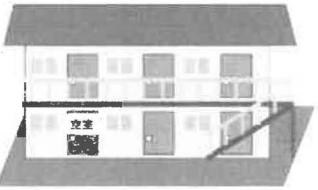
番号	項目	キーワード	事例	ポイント!	事例HP掲載
1	相続税 (相続財産)	未支給年金	未支給年金が計上されたまま処分	更正の請求の処理に当たっては、申告の内容を見直し、相続財産に該当しないものが計上されていないかどうかを確認する。	R 3.7
2	相続税 (相続財産)	名義預金	名義預金に係る事実を誤認		R 3.7
3	相続税 (小規模宅地等 の特例)	貸付事業用宅地等	共同住宅の一部が空室であるとし て貸付事業用宅地等の面積を按分	貸家建付地等の評価における一時的な空室の範囲とは、取扱いが異なる。	R 3.7
4	相続税 (税額控除)	障害者控除	障害者本人の相続税額を超過する 障害者控除額を扶養義務者の相続税 額から差し引かずに処分	更正の請求の処理に当たっては、申告の内容を見直し、税額控除の内容が適正であるかどうかを確認する。	R 3.7
5	相続税 (土地の評価)	評価単位	貸付先が複数ある土地について、 土地全体を1画地の宅地として評価	更正の請求の処理に当たっては、申告における評価単位が適正であるかどうかを見直す。	R 3.7
6	相続税 (土地の評価)	不整形地 セットバック	不整形地の評価及びセットバック を必要とする宅地の評価の適用につ いて検討せず処分	土地の評価に係る更正の請求の処理に当 たっては、請求に理由があるかどうかを検討 するだけではなく、当該土地が評価通達に基 づき適正に評価されているかどうかについて も十分に検討する。	R 3.7
7	相続税 (土地の評価)	貸し付けられ ている雑種地	貸し付けられている雑種地の評価 誤り	貸し付けられている雑種地の評価方法に は、賃借権の価額を控除する方法及び賃借権 の残存期間に応じ割合を乗じて計算した金額 を控除する方法があり、いずれか評価額が低 い方で評価する。	R 3.7
8	相続税 (土地の評価)	利用価値が著しく 低下している宅地	固定資産税評価を検討せずに「利 用価値が著しく低下している土地」 に該当しないと判断	鉄道騒音による取引金額への影響を判断す るに当たっては、固定資産税評価における所 要の補正（鉄道騒音補正）の適用の有無を確 認する。	R 3.7
9	相続税 (株式の評価)	端数処理	株式の評価における端数処理漏れ	株式の評価に当たっては、「取引相場のな い株式（出資）の評価明細書」や「上場株式 の評価明細書」に従って、適正に端数処理す る。	R 3.7
10	相続税 (株式の評価)	NISA (非課税口座) 配当期待権	被相続人のNISAで支払われる べき配当に係る配当期待権の評価に 係る源泉徴収税額の控除漏れ	NISAは非課税であるからといって、源 泉徴収されるべき所得税等の額はないと安 易に判断しない。	R 3.7
11	譲渡所得 (所得控除)	社会保険料控除	社会保険料控除適用漏れ	譲渡所得の調査であっても、申告において 社会保険料控除の額が計上されていないな ど、所得控除の額に明らかに誤りがあると認 められる場合には、所得控除の内容が適正か どうかを十分に確認する。	R 3.7
12	譲渡所得 (譲渡費用)	印紙代	印紙代控除漏れ	更正の請求の処理に当たっては、申告書の 添付書類を見直し、申告の内容が適正かど うかを十分に確認する。	R 3.7

事例1	態様(※)	税目	項目	キーワード
	減額更正	相続税	相続財産	未支給年金
未支給年金が計上されたまま処分				
取消等の要因	申告において、未支給の国民年金が相続財産に計上されていた。その後、更正の請求がされたが、未支給年金の計上に気付かずに、更正の請求に対する理由なし通知処分をした。			
正しい取扱い	未支給の国民年金は、被相続人の遺族が自己の固有の権利として請求することから、相続税の課税対象にはならないため、相続財産から除外する。			
ポイント！	更正の請求の処理に当たっては、申告の内容を見直し、相続財産に該当しないものが計上されていないかどうかを確認する。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例2	態様(※)	税目	項目	キーワード
	減額更正	相続税	相続財産	名義預金
名義預金に係る事実を誤認				
取消等の要因	相続人名義の預金は、過去から存在する同人名義の別の預金口座から預け替えられたものであつたにもかかわらず、被相続人名義の預金口座から預け替えられたものであると誤認して、更正処分をした。			
正しい取扱い				
ポイント！				

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例3	態様(※)	税目	項目	キーワード
	再調査決定	相続税	小規模宅地等の特例	貸付事業用宅地等
	共同住宅の一部が空室であるとして貸付事業用宅地等の面積を按分			
取消等の要因	相続開始日において、共同住宅の一部が空室であったが、いつでも入居可能な状態であったにもかかわらず、空室部分に対応する敷地部分については、貸付事業用宅地等に該当しないと判断した。	【例】 6戸中5戸入居 土地の面積180m ² 誤 180m ² × 5/6 = 150m ² 正 180m ² 全て		
正しい取扱い	いつでも入居可能な状態に空室を管理している場合は、相続開始時においても被相続人の貸付事業の用に供されているものと認められ、また、申告期限においても相続開始時と同様の状況にあれば、被相続人の貸付事業は継続されているものと認められるため、空室部分に対応する敷地部分も含めて、共同住宅の敷地全体が貸付事業用宅地等に該当する。			
ポイント！	賃家建付地等の評価における一時的な空室の範囲(庁ホームページの質疑応答事例を参照。)とは、取扱いが異なる。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例4	態様(※)	税目	項目	キーワード
	減額更正	相続税	税額控除	障害者控除
	障害者本人の相続税額を超過する障害者控除額を扶養義務者の相続税額から差し引かずに処分			
取消等の要因	申告において、障害者控除額が障害者本人の相続税額より大きく、控除額の全額が引ききれなかったにもかかわらず、その引ききれなかった部分の金額がその障害者の扶養義務者の相続税額から差し引かれていたなかった。 その後、更正の請求がされたが、障害者控除額の計算誤りに気付かず、更正の請求に対する理由なし通知処分をした。			
正しい取扱い	障害者控除額が障害者本人の相続税額より大きいため、控除額の全額が引ききれない場合、その引ききれない部分の金額は、その障害者の扶養義務者の相続税額から差し引く。			
ポイント！	更正の請求の処理に当たっては、申告の内容を見直し、税額控除の内容が適正であるかどうかを確認する。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例5	態様(※)	税目	項目	キーワード
	再調査決定	相続税	土地の評価	評価単位
貸付先が複数ある土地について、土地全体を1画地の宅地として評価				
取消等の要因	申告において、土地の貸付先が複数であったにもかかわらず、土地全体が1画地の宅地として評価されていた。 その後、更正の請求がされたが、評価単位の誤りに気付かずに、更正の請求に対する理由なし通知処分をした。	貸付先A 貸付先B 貸付先C	全体を1画地の宅地として評価	
正しい取扱い	1画地の宅地の判定は、原則として、①宅地の所有者による自由な使用収益を制約する他者の権利(原則として使用貸借による使用借権を除く)の存在の有無により区分し、②他者の権利が存在する場合には、その権利の種類及び権利者の異なるごとに区分することから、土地の貸付先が複数であるときには、それぞれの部分を1画地の宅地とする。			
ポイント！	更正の請求の処理に当たっては、申告における評価単位が適正であるかどうかを見直す。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例6	態様(※)	税目	項目	キーワード
	再調査決定	相続税	土地の評価	不整形地・セットバック
不整形地の評価及びセットバックを必要とする宅地の評価の適用について検討せず処分				
取消等の要因	広大地の評価の適用を求める更正の請求に対し、理由なし通知処分を行ったところ、広大地の評価の適用を求める土地については、不整形地の評価及びセットバックを必要とする宅地の評価の適用があるとして不服申立てがされた。 原処分庁は、原処分の際、不整形地の評価及びセットバックを必要とする宅地の評価の適用について検討しなかった。			
正しい取扱い	原処分の際に、不整形地の評価及びセットバックを必要とする宅地の評価の適用についても検討する。			
ポイント！	土地の評価に係る更正の請求の処理に当たっては、請求に理由があるかどうかを検討するだけではなく、当該土地が評価通達に基づき適正に評価されているかどうかについても十分に検討する。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例7	態様(※)	税目	項目	キーワード
	減額更正	相続税	土地の評価	貸し付けられている雑種地
	貸し付けられている雑種地の評価誤り			
取消等の要因	申告において、貸し付けられている雑種地は、評価通達86(1)本文の定めにより評価されていた。 しかし、評価通達86(1)ただし書の定めにより評価した方が評価額が低かった。 その後、更正の請求がされたが、ただし書の定めにより、当初申告よりも評価額が低くなることに気付かずに、更正の請求に対する理由なし通知処分をした。			
正しい取扱い	貸し付けられている雑種地は、評価通達86(1)本文又はただし書のいずれか評価額が低い方で評価する。			
ポイント！	貸し付けられている雑種地の評価方法には、賃借権の価額を控除する方法(評価通達86(1)本文)及び賃借権の残存期間に応じ割合を乗じて計算した金額を控除する方法(評価通達86(1)ただし書)があり、いずれか評価額が低い方で評価する。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例8	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	相続税	土地の評価	利用価値が著しく低下している宅地
固定資産税評価を検討せずに「利用価値が著しく低下している土地」に該当しないと判断				
取消等の要因	請求人による騒音の測定方法は法令等に準拠したものではなく、騒音の状況に係る立証が不十分であるので、鉄道の線路敷から約10m～30mまでの範囲内に位置している土地(本件土地)については、鉄道騒音による取引金額への影響が確認できず、「利用価値が著しく低下している宅地」には該当しないとして、更正の請求に対する理由なし通知処分をした。			
正しい取扱い	騒音発生の有無に関して、各種の事情を具体的に確認・検討する必要がある。			
ポイント！	鉄道騒音による取引金額への影響を判断するに当たっては、固定資産税評価における所要の補正(鉄道騒音補正)の適用の有無を確認する。 【参考】(裁決NEWS 令2.9.4)			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例9	態様(※)	税目	項目	キーワード
	減額更正	相続税	株式の評価	端数処理
	株式の評価における端数処理漏れ			
取消等の要因	株式の評価明細書上、端数を切り捨てて計算すべき箇所があったにもかかわらず、申告において、端数が切り捨てられずに計算され、株式の評価額が算出されていた。 その後、更正の請求がされたが、端数処理漏れに気付かずに、更正の請求に対する理由なし通知処分をした。			
正しい取扱い	端数を切り捨てて計算すべき箇所がある場合、端数を切り捨てて計算する。			
ポイント！	株式の評価に当たっては、「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」や「上場株式の評価明細書」に従って、適正に端数処理する。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例10	態様(※)	税目	項目	キーワード
	減額更正	相続税	株式の評価	NISA(非課税口座)・配当期待権
被相続人名義のNISA口座で支払われるべき配当に係る配当期待権の評価に係る源泉徴収税額の控除漏れ				
取消等の要因	被相続人が死亡した日以後に被相続人名義のNISA口座で支払われるべき配当があった。 当該配当に係る配当期待権を評価するに当たって、NISA口座であるから源泉徴収されるべき所得税等の額はないとして、当該所得税等の額を控除しなかった。			
正しい取扱い	NISA口座の開設者が死亡した日以後、そのNISA口座で支払われるべき配当がある場合には、その配当については非課税措置の適用はない。したがって、当該配当に係る配当期待権の評価に当たっては、源泉徴収されるべき所得税等の額を控除する。			
ポイント！	NISA口座は非課税であるからといって、源泉徴収されるべき所得税等の額はないと安易に判断しない。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例11	態様(※)	税目	項目	キーワード			
	減額更正	譲渡所得	所得控除	社会保険料控除			
	社会保険料控除適用漏れ						
取消等の要因		譲渡所得の調査において、社会保険料の内容を確認せずに所得税等の更正処分を行ったところ、後日、社会保険料控除の対象となる社会保険料の存在が判明した。					
正しい取扱い	譲渡所得の調査であっても、社会保険料控除の内容に誤りがないかどうかを確認する。						
ポイント!	譲渡所得の調査であっても、申告において社会保険料控除の額が計上されていないなど、所得控除の額に明らかに誤りがあると認められる場合には、所得控除の内容が適正かどうかを十分に確認する。						

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

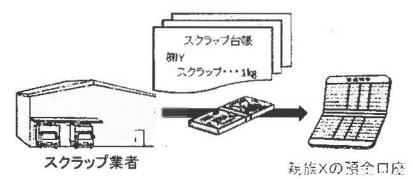
事例12	態様(※)	税目	項目	キーワード			
	減額更正	譲渡所得	譲渡費用	印紙代			
	印紙代控除漏れ						
取消等の要因		申告書に添付されていた売買契約書の写しには印紙が貼付されていたにもかかわらず、譲渡所得から印紙代を差し引くことなく、更正の請求に対する理由なし通知処分をした。					
正しい取扱い	申告書の添付書類を確認し、印紙代等の譲渡費用に該当するものがあれば譲渡所得から差し引く。						
ポイント!	更正の請求の処理に当たっては、申告書の添付書類を見直し、申告の内容が適正かどうかを十分に確認する。						

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

○ 法人課税

[トップページへ](#)

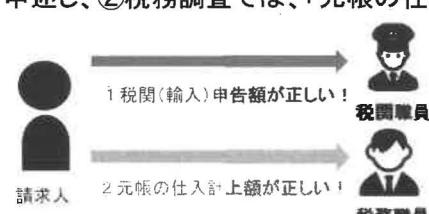
番号	項目	キーワード	事例	ポイント!	事例HP掲載
1	法人税 (収益の帰属)	雑収入 スクラップ	個人口座に振り込まれた金員について十分な事実確認を行うことなく法人に帰属する収入であると認定		R 3. 7
2	法人税 (売上原価)	申述の信用性 輸入取引	原処分庁に有利な証拠のみに基づいた課税処分		R 3. 7
3	法人税 (売上原価)	輸入取引 輸入許可通知書	集計誤りにより否認金額を過大に認定	単なる計算誤り、集計ミスについては原処分の適法性を争うことすらできないため、基礎資料について確實に確認する。	R 3. 7
4	法人税 (役員報酬等)	みなし役員 退職金	請求人を退職した元代表者を「みなし役員」であるとした認定は証拠不足により取消し		R 3. 7
5	法人税 (重加算税)	損失の先上げ 仮装隠蔽	商品廃棄損の先上げ計上は経理処理誤りであったところ「仮装」と認定		R 3. 7
6	消費税 (課税仕入れ)	課税仕入れの時 期	契約書上の引渡日の確認を十分に行わないまま課税仕入れの時期を認定		R 3. 7
7	源泉所得税 (横領金)	認定賞与 役員	役員が横領行為により得た金員について十分な事実確認を行うことなく給与所得であると認定		R 3. 7
8	通則法 (重加算税)	重加算税 質問応答記録書	取引条件の変更前の書類に基づき質問応答記録書を作成		R 4. 7

事例1	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	法人税	収益の帰属	雑収入、スクラップ
個人口座に振り込まれた金員について十分な事実確認を行うことなく法人に帰属する収入であると認定				
請求人Y代表者の親族Xの個人口座にスクラップ業者から金員が振り込まれていたところ、原処分庁は、スクラップ業者の台帳に法人(請求人Y)名義が記載されていたことを根拠に、当該金員は法人に帰属する収入であると認定した。				
取消等の要因				
正しい取扱い	帰属の認定に当たっては、親族Xの事業内容(建築事業)や請求人における地位等を検討する必要があり、親族Xは、請求人の役員や従業員等の地位ではなく、別個独立した個人事業者として金員を受領していたことから、当該金員は請求人に帰属しない。			
ポイント!	<p>【参考】(審理課インフォメーション 平30.6.6)</p>			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案

「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案

「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例2	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	法人税	売上原価	申述の信用性、輸入取引
原処分庁に有利な証拠のみに基づいた課税処分の誤り				
請求人の輸入取引に係る輸入申告額が元帳の仕入計上額より少額となっていたところ、請求人の代表者は、①税関調査では「輸入申告額が正しい」旨申述し、②税務調査では、「元帳の仕入計上額が正しい」旨申述した。				
取消等の要因	<p>原処分庁は、元帳の仕入計上額と海外への送金額が一致するなど客観的事実が認められたにもかかわらず、(十分な検証をしないまま、)原処分庁に有利な①の申述を根拠に、仕入計上額が過大であるとして更正処分をした。</p> 			
正しい取扱い				
ポイント!	<p>【参考】(裁決NEWS 令2.6.8)</p>			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案

「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案

「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

	態様(※)	税目	項目	キーワード
事例3	減額更正	法人税	売上原価	輸入取引、輸入許可通知書
集計誤りにより否認金額を過大に認定				
取消等の要因	海外子会社から商品を輸入(仕入れ)している請求人が、仕入額を通関金額(輸出許可通知書の集計額)よりも多額に計上していたことから、原処分庁は、その差額を仕入れの過大計上として否認したが、集計誤りにより、否認金額を過大に認定した。			
正しい取扱い	集計誤りは、同種の(同日付、ほぼ同額)輸入許可通知書が複数あったことから発生したものであり、申告番号など他の項目も確認し誤りを防止する。			
ポイント!	単なる計算誤り、集計ミスについては原処分の適法性を争うことすらできないため、基礎資料について確実に確認する。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

	態様(※)	税目	項目	キーワード
事例4	裁決	法人税	役員報酬等	みなし役員、退職金
請求人(A社)を退職し、代表取締役を辞任した元代表者を「みなし役員」と認定した認定は証拠不足により取消し				
取消等の要因	原処分庁は、請求人(A社)を退職し、代表取締役を辞任した元代表者が、請求人の実質的なオーナーであるとして「みなし役員」と認定し、役員退職金の損金算入を否認したが、元代表者が、請求人の事業運営上の重要な事項に係る具体的な指示や最終的な判断を行っていたことを認定するための客観的かつ具体的な証拠の収集が不十分であった。			
正しい取扱い				
ポイント!	【参考】(裁決NEWS 令3.3.15)			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

	態様(※)	税目	項目	キーワード
事例5	再調査決定	法人税	重加算税	損失の先上げ、仮装隠蔽
商品廃棄損の先上げ計上は経理処理誤りであったところ「仮装」と認定				
取消等の要因	<p>請求人は、在庫商品を廃棄する予定で、商品廃棄に関する契約書を交わしていたところ、事業年度末までに商品廃棄を実施しなかったにもかかわらず、商品廃棄損を計上していた。</p> <p>そこで、原処分庁は、実体のない損失を虚偽の契約書を作成することにより損金の額に算入したとして、仮装行為と認定し、重加算税の賦課決定処分をした。</p>			
正しい取扱い	<p>原処分庁は、当事業年度において商品廃棄の事実がないにもかかわらず、商品廃棄の契約書があったことから仮装行為と認定したが、商品廃棄損を計上したのは、法人内部での連絡ミスによる経理処理誤りであり、単なる損失の計上時期の問題であって、仮装行為と認定できない。</p>			
ポイント！	重加算税の賦課決定に当たっては、仮装隠蔽行為があり、当該行為に基づいて申告があったことを立証する。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

	態様(※)	税目	項目	キーワード
事例6	再調査決定	消費税	課税仕入れ	課税仕入れの時期
契約書上の引渡日の確認を十分に行わないまま課税仕入れの時期を認定				
取消等の要因	<p>請求人(X1年は免税事業者、X2年は課税事業者)は、太陽光発電設備と遠隔監視システムは一体の資産であるとして、合計額をX2年の課税仕入れに計上したが、原処分庁は、太陽光発電設備の契約書の引渡日がX1年であることを理由に両資産の課税仕入れを否認した。</p> <p>しかし、遠隔監視システムの引き渡しは、契約書上X2年となっており、契約どおりの日に納品されていたことから、遠隔監視システムの課税仕入れは否認するべきではなかった。</p>			
正しい取扱い	太陽光発電設備と遠隔監視システムは、それぞれ別個に契約書が交わされ、引渡日が記載されていることから、課税仕入れの時期は、当該引渡日により判定する。			
ポイント！				

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
 「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
 「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例7	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	源泉所得税	横領金	認定賞与、役員
役員が横領行為により得た金員について十分な事実確認を行うことなく給与所得であると認定				
取消等の要因	原処分庁は、下記の①及び②を理由として、請求人の経理業務を任せていた役員X(代表者の親族)が、横領行為により得た金員は役員Xの給与所得であると納税告知処分を行った。 ① 役員Xが、自身は経理業務の重要な部分を任せている旨申述 ② 法人の事業概況説明書の経理責任者欄に「経理課長X」と記載されていた。			
	<p>経理業務の重要な部分を任せています。</p> <p>法人事業概況 (株)請求人 経理課長X</p>			
正しい取扱い				
ポイント!	① 役員の行為(横領等)による法人保有の金員の費消が直ちに給与とは認定できない。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案

事例8	態様(※)	税目	項目	キーワード
	裁決	法人税	重加算税	重加算税、質問応答記録書
取引条件の変更前の書類に基づき質問応答記録書を作成				
取消等の要因	備品の納品場所が問題となった事案において、発注書の時点と納品書の時点で納品場所が変更されていたが、発注書の納品場所を前提に質問応答記録書を作成したため、そこに記載された仮装・隠蔽に関する納税者の認識に係る申述について、信ぴょう性が損なわれることとなった。			
	<p>末尾に添付 変更あり 添付なし(未検討) 発注書 → 納品書</p>			
正しい取扱い				
ポイント!	質問応答記録書を作成したとしても、その前提とした事実に誤りがあると、そもそも質問応答記録書の証拠としての信ぴょう性が損なわれる。			

※ 「裁決」・・・審査請求において原処分の一部又は全部を取り消す裁決があった事案
「再調査決定」・・・再調査決定において原処分の一部又は全部を取り消した事案
「減額更正」・・・不服申立事案の処理に際し、裁決又は決定前に減額更正を行った事案